

2-2. 前回計画の成果及び達成状況

(1) 緑に係る目標水準の達成状況

① 都市公園の目標水準の達成状況

都市公園については、毎年順次整備を行い、面積を増やしています。これに伴い、一人あたりの公園面積も増えています。

しかし、前回計画における「都市公園等の目標水準」として、320ha (10m²/人) を掲げていましたが、現状は、205.99ha (7.07m²/人) に留まっています。

地域別にみると、明石東部地域は12.47m²/人と目標水準を超えています。西明石地域は1.66m²/人、魚住地域は4.40m²/人と少ない状況です。

表7：市内全域の都市公園面積の推移

	前回計画策定時点	平成22年度目標	平成22年度時点(目標との差)
面積	177.71 ha	⇒ 320 ha	205.99 ha (-114.01 ha)
1人あたりの面積	6.12 m ² /人	⇒ 10 m ² /人	7.07 m ² /人 (-2.93 m ² /人)

表8：前回計画における「都市公園等の目標水準」と現状との比較

年次	平成9年3月末	平成12年度	平成17年度	平成22年度	将来	現状 ^{注1}	目標水準との差
都市公園の目標水準	6.12m ² /人	7m ² /人	8m ² /人	10m ² /人	20m ² /人	7.07m ² /人	-2.93m ² /人
面積	177.71ha	210ha	248ha	320ha	—	205.99ha	-114.01ha

注1) 平成23年3月1日現在、明石市の人口は291,250人。

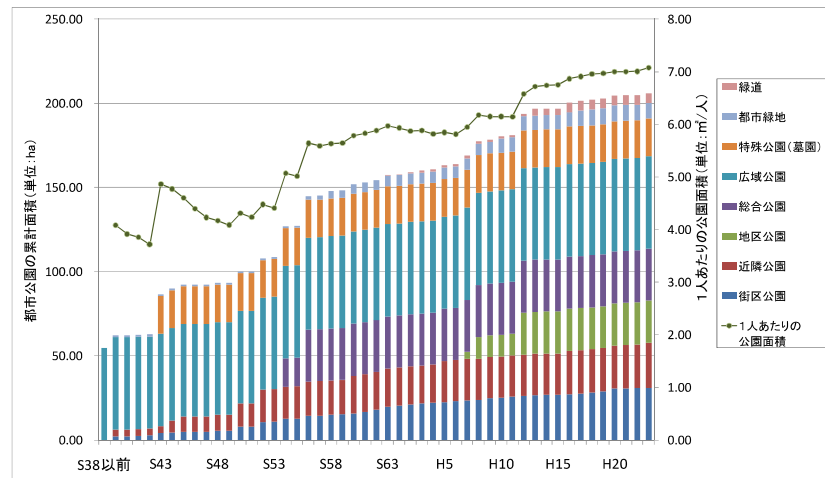


図14：都市公園等の累積面積の推移

出典) 公園面積：明石市緑化公園課資料
人 口：明石市統計書 平成21年版(2009年)等

表9：地域別公園種別面積一覧表

種類・種別	地域					
	明石東部	西明石	大久保	魚住	二見	合計
住区基幹公園						
街区公園	人口(人)					
	74,944	58,654	78,709	49,468	29,475	291,250
	0.1ha未満	43 1.41 0.19	20 0.64 0.11	54 1.58 0.20	45 1.52 0.31	29 0.80 0.27
0.1ha以上	21 4.56 0.61	22 4.50 0.77	41 8.74 1.11	21 3.94 0.80	13 3.35 1.14	118 25.09 0.86
小計	64 5.97 0.80	42 5.14 0.88	95 10.32 1.31	66 5.46 1.10	42 4.15 1.41	309 31.04 1.07
近隣公園	5 9.66 1.29	2 3.65 0.62	3 4.86 0.62	4 7.42 1.50	1 1.20 0.41	15 26.79 0.92
地区公園	2 16.50 2.20	—	—	1 8.51 1.72	—	3 25.01 0.86
小計	71 32.13 4.29	44 8.79 1.50	98 15.18 1.93	71 21.39 4.32	43 5.35 1.82	327 82.84 2.84
都市基幹公園						
総合公園	—	—	1 13.90 1.77	—	1 17.00 5.77	2 30.90 1.06
小計	—	—	1 13.90 1.77	—	1 17.00 5.77	2 30.90 1.06
大規模公園						
広域公園	1 54.80 7.31	—	—	—	—	1 54.80 1.88
小計	1 54.80 7.31	—	—	—	—	1 54.80 1.88
緩衝緑地等						
特殊公園(墓園)	—	—	1 22.40 2.85	—	—	1 22.40 0.77
都市緑地	10 2.23 0.30	3 0.06 0.01	11 4.18 0.53	6 0.38 0.08	5 2.43 0.82	35 9.28 0.32
緑道	2 4.29 0.57	2 0.88 0.15	—	—	1 0.60 0.20	5 5.77 0.20
小計	12 6.52 0.87	5 0.94 0.16	12 26.58 3.38	6 0.38 0.08	6 3.03 1.03	41 37.45 1.29
合計	84 93.45 12.47	49 9.73 1.66	111 55.66 7.07	77 21.77 4.40	50 25.38 8.61	371 205.99 7.07

注1) 人口データは平成23年3月1日現在、公園データは平成23年3月末現在。

注2) 表中の上段は箇所数、中段は面積(ha)、下段は1人あたりの公園面積(m²/人)を表す。

注3) 明石東部地域と西明石地域の人口は、概算値。

② 緑地の確保目標水準の達成状況

緑地は、大きく公園緑地としての「施設緑地」と法や条例による緑地としての「地域制緑地等」の2つに分けられます。

市内全域の緑地の面積については、前回計画策定時の集計方法と異なるため、単純に比較することはできませんが、公園緑地（施設緑地）、法や条例による緑地（地域制緑地等）ともに、前回計画の策定時より、面積は増加しましたが、目標水準に至りませんでした。

なお、本計画において、市域の緑地として捉えられる項目を新たに追加しました（表13参照）。

表10：市内全域の緑地確保の推移

	前回計画策定時点	平成22年度目標	平成22年度時点(目標との差)
公園緑地(施設緑地)	231.26 ha	430 ha 以上	279.69 ha (-150.31 ha)
法や条例による緑地(地域制緑地等)	252.74 ha	550 ha 以上	274.23 ha (-275.77 ha)
合計	484.00 ha	980 ha 以上	553.92 ha (-426.08 ha)

表11：前回計画における「緑地の確保目標水準」と現状との比較

年次	平成9年3月末	平成12年度	平成17年度	平成22年度	将来	現状	目標水準との差
公園緑地 (施設緑地)	231.26ha (4.7%)	280ha 以上 (5.5%以上)	320ha 以上 (6.5%以上)	430ha 以上 (9%以上)		279.69ha (5.7%)	-150.31ha
法や条例による緑地 (地域制緑地等)	252.74ha (5.1%)	320ha 以上 (6.5%以上)	470ha 以上 (9.5%以上)	550ha 以上 (11%以上)	1,480ha 以上 (30%以上)	274.23ha (5.6%)	-275.77ha
合計	484.00ha (9.8%)	600ha 以上 (12%以上)	790ha 以上 (16%以上)	980ha 以上 (20%以上)		553.92ha (11.2%)	-426.08ha

表12：前回計画策定時との緑地面積内訳の比較

区分	前回計画策定時		本計画策定時		増減		備考
	箇所数	合計(ha)	箇所数	合計(ha)	箇所数	合計(ha)	
公園緑地 (施設緑地)	都市公園等	298	177.71	371	205.99	+73	+28.28
	公共緑地※1	99	53.55	97	73.70	-2	+20.15
	小計	397	231.26	468	279.69	+71	+48.43
法や条例による緑地 (地域制緑地等)	農業振興地域・農用地区域	8	205.40	8	200.00	0	-5.40
	保安林	22	3.40	19	2.26	-3	-1.14
	保護樹木・保護樹林	8	0.61	8	0.61	0	0.00
	史跡名勝天然記念物	3	0.04	10	28.06	+7	+28.02
	河川区域	7	43.30	7	43.30	0	0.00
	重複指定	1	0.01	-	-	-	-
小計	48	252.74	52	274.23	+4	+21.49	
合計	445	484.00	520	553.92	+75	+69.92	

※1：公共緑地：公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等が対象。
注1）ここでは、前回計画との比較を行うため、対象項目を前回計画に合わせている。

表13：現状の緑地面積一覧表(新)

区分	箇所数	面積(ha)	備考
施設緑地	963	335.86	
都市公園	371	205.99	
都市公園	371	205.99	
公共施設緑地	303	105.11	
○都市公園を除く公共空地(その他公園)	37	10.69	
○公共団体が設置している市民農園	2	1.44	
学校緑化	97	73.70	
○下水道処理場等の付属緑地	10	2.82	
道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹)	133	5.57	
○その他の公共施設における植栽地	24	10.89	
民間施設緑地	289	24.76	
○民間団体が設置している市民農園	19	1.67	
○民間の屋上緑化空間等	270	23.09	
地域制緑地等	54	354.93	
法による地域	44	353.01	
農業振興地域・農用地区域	8	200.00	農用地区域の農用地部分
河川区域	7	43.30	
保安林区域	19	2.26	
○地域森林計画対象民有林	-	79.39	
史跡・名勝・天然記念物	10	28.06	
協定による区域	2	1.31	
○緑地協定	2	1.31	
条例等によるもの	8	0.61	
保護樹木	8	0.61	
合計	1,017	690.79	

注1）平成23年3月末現在
注2）表中の「○」は、本計画において、新たに集計対象として追加した項目。



写真9：まちを彩る街路樹の植栽（大久保町ゆりのき通）

③ 緑化の目標水準の達成状況

前回計画では、「緑化に関する目標水準（植物としての緑）」として、「樹林地 10%以上、緑被 27%以上、緑被+水面 30%以上」を掲げていました。

達成状況については、「樹林地」の割合は、7.5%と平成 22 年度の目標を下回っていますが、「緑被」と「緑被+水面」は、目標を上回っています。

なお、地域別にみると、「樹林地」は、大久保地域のみが 10%超と目標を上回っていますが、他の地域では 10%以下であり目標水準を下回っています。「緑被」は、大久保地域と魚住地域が目標値 27%を上回っており、「緑被+水面」も、大久保地域と魚住地域が目標値 30%を上回っています。

表 14：市内全域の緑被状況の推移

	平成 11 年度調査時点	平成 22 年度目標	平成 21 年度調査時点 (目標との差)
樹林地	6.9%	10%以上	7.5% (-2.5%)
緑被 ^{※1}	26.3%	27%以上	27.9% (+0.9%)
緑被+水面 ^{※2}	30.1%	30%以上	32.1% (+2.1%)

※1：緑被 = 樹林地 + 草地 + 田畑
 ※2：水面 = 河川・水路 + ため池

表 15：前回計画における「緑化に関する目標水準（植物としての緑）」と現状との比較

年次	平成 11 年度調査時点 ^{※1}	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	将来	平成 21 年度調査時点	目標水準との差
樹林地	6.9% (5.7%)	7.5%以上	9%以上	10%以上	30%以上	7.5%	-2.5%
緑被 ^{※2}	26.3% (18.2%)	27%以上	27%以上	27%以上		27.9%	+0.9%
緑被+水面 ^{※3}	30.1% (20.2%)	30%以上	30%以上	30%以上		32.1%	+2.1%

※1：表中下段の（ ）内は市街地
 ※2：緑被 = 樹林地 + 草地 + 田畑
 ※3：水面 = 河川・水路 + ため池

表 16：緑化状況の 10 年間の主な変化点（図 15 に対応）

<p>■樹林地・樹木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵海岸、明石西公園、ゆりのき通周辺等の整備により樹林地が増加した。 ・大久保北部や魚住の住宅地内の樹木、人工島の既存の樹林地・樹木が生長し、面積が増加した。
<p>■草地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西二見土地区画整理事業施行区域や人工島等で裸地から草地に変化し面積が増加した。
<p>■田畑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に点在していた小規模の田畑が、宅地化や商業施設整備のため造成され面積が減少した。
<p>■河川・水路及びため池（水面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな変化はなかった。
<p>■裸地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵海岸、ゆりのき通、大久保町カスケティア地区、クリーンセンター、イオンタウン、人工島などの裸地が、宅地化・草地化等により減少した。

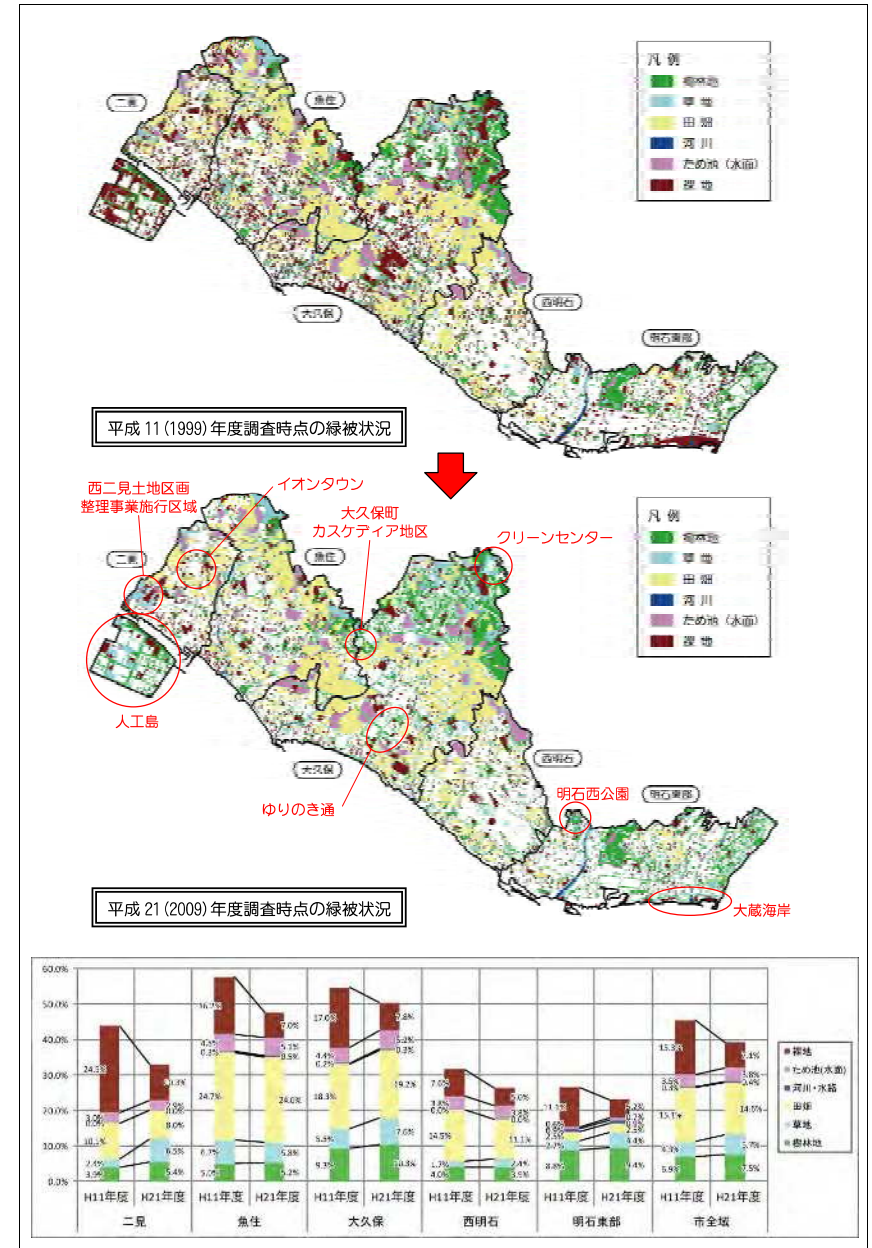


図 15：緑被状況の推移（平成 11 (1999) 年度調査時点と平成 21 (2009) 年度調査時点の比較）

(2) 前回計画の施策プログラムの達成状況

① 前回計画における「実現化のための施策プログラム」と達成状況

前回計画は、緑の将来像の実現を目指して、図16に示す5つの取組みについて具体的な施策プログラムを設定していました。ここでは、これら5つの取組みごとにその実施状況及び達成状況を整理し、評価を行いました。

下表は、前回計画の施策プログラムの実施状況から、その達成状況と実施しなかった理由を集計したものです。各施策プログラムの5つの取組みごとの実施状況及び評価についてはp.25～26に、これらの具体的な内容と実施状況の詳細はp.27～31に示しています。

緑の基本計画(前回計画)	緑の保全及び創造のための施策	① 緑をまもる計画 (緑に親しみ守る計画)	施策プログラム		施策プログラム数 (%)	達成状況			実施できなかった(△, ×)理由				
			実施済み(○)	一部実施(△)		未実施(×)	①状況変化	②財政上の理由	③事業の効率化	④努力不足			
緑の基本計画(前回計画)	緑の保全及び創造のための施策	① 緑をまもる計画 (緑に親しみ守る計画)	樹木・樹林等良質な緑の保全と活用	自然や社寺等の緑に親しみ守る計画	5 (100%)	- (0%)	- (0%)	5 (100%)	3		1	1	
			水と土の保全と活用	海や河川、農地、ため池に親しみ守る計画	6 (100%)	3 (50%)	1 (17%)	2 (33%)	1			2	
		② 緑をつくる計画 (公園緑地の整備計画)	公園等の整備	公園の緑により都市環境基盤を形成し、増やす計画	10 (100%)	3 (30%)	4 (40%)	3 (30%)		7			
			公園機能の活性化	ニーズの変化にあわせた公園のリフレッシュ	3 (100%)	2 (67%)	- (0%)	1 (33%)		1			
			海峡の見える公園づくり	明石らしさを公園の緑により形成するふれあい公園づくり	3 (100%)	2 (67%)	1 (33%)	- (0%)			1		
	緑化推進のための施策	③ 緑をつなぐ計画 (緑と市民を結びつける計画)	緑の回廊の整備	ふるさとの森と時の道を結ぶ緑の主軸化計画	2 (100%)	- (0%)	- (0%)	2 (100%)		2			
			緑の都市軸の緑化	緑道や道路、河川、海岸等による水と緑のネットワーク化計画	7 (100%)	4 (57%)	1 (14%)	2 (29%)	1	2			
		④ 緑化を進める計画 (緑化を推進する計画)	公共施設緑化	公共施設の緑を増やす計画	6 (100%)	5 (83%)	1 (17%)	- (0%)		1			
			まち角の緑化	ポケットパークやまち角の緑を増やす計画	6 (100%)	1 (17%)	2 (33%)	3 (50%)		3		2	
			緑化の普及	みんなで緑を育み愛する計画	5 (100%)	3 (60%)	1 (20%)	1 (20%)			1	1	
	⑤ 緑を普及する計画 (みんなで緑を育み拡げる計画)	緑のまちづくり	みんなが協働して緑を育む計画	4(5) ^{*1} (100%)	2 (40%)	1 (20%)	1 (20%)	2					
		緑化推進のための組織づくり	緑化公園協会等の活用と市民団体等との連携	3 (100%)	1 (33%)	- (0%)	2 (67%)	1		1			
		緑の啓蒙活動	みんなが緑に親しみ活用する計画	3 (100%)	2 (67%)	1 (33%)	- (0%)		1				
						63(64) ^{*1} (100%)	28 (44%)	13 (21%)	22 (35%)	8	17	4	6

*1：兵庫県事業であった1項目は評価の対象外とした。

図16：前回計画の施策プログラムの体系とその達成状況

② 5つの取組みの実施状況及び評価

i 緑をまもる計画

**11 項目中、達成できたのは3項目、
一部実施できたのは1項目でした。**

【評価】

「緑をまもる計画」は、風致地区や生産緑地地区の指定など、これまでに明石市にはなかった制度の設置や地区指定などの新たに導入する計画が多く、あまり実施することができませんでした。ただし、「ため池の保全と活用」や「海岸線の保全」、「河川の保全」に関する取組みについては、具体的な取組みを実施しており、一定の成果を得ることができました。

ii 緑をつくる計画

**16 項目中、達成できたのは7項目、
一部実施できたのは5項目でした。**

【評価】

「緑をつくる計画」は、公園等の新規整備やリニューアル整備、特色ある公園づくりなどの計画であり、事業の検討・推進を含めて一定の成果を得ることができました。ただし、公園整備に係る予算が減少している中で、施策プログラムを完全に達成することは難しいといえ、その内容について再検討が必要です。

iii 緑をつなぐ計画

**9 項目中、達成できたのは4項目、
一部実施できたのは1項目でした。**

【評価】

「緑をつなぐ計画」は、道路、河川、海岸などを活用しながら線状の緑でつないでいく計画であり、街路樹整備の延長、河川における親水護岸の整備など、一定の成果を得ることができました。ただし、市内を周遊する緑の回廊（緑道）の整備計画など、至らないものもあり、これらの内容について再検討が必要です。

iv 緑化を進める計画

**12 項目中、達成できたのは6項目、
一部実施できたのは3項目でした。**

【評価】

「緑化を進める計画」は、公共施設やまち角の緑化を推進する計画であり、特に、学校園庭の芝生化や、明石駅前や銀座通りの市民との協働による花壇整備など一定の成果を得ることができました。ただし、学校園等における環境教育施設の整備や、スポットガーデンの整備など至らないものもあり、これらの内容について、再検討が必要です。

v 緑を普及する計画

**15 項目中、達成できたのは8項目、
一部実施できたのは3項目でした。**

【評価】

「緑を普及する計画」は、緑化の推進に関わる取組みやそのための組織づくり、啓発活動に関する計画であり、市民団体等との連携した取組みなどについて一定の成果を得ることができました。ただし、グリーンモニター制度や緑化基金など、至らないものもあり、これらの内容について、再検討が必要です。

vi 総合評価

「実現化のための施策プログラム」の実施状況【総括】

**63 項目中、達成できたのは28項目、
一部実施できたのは13項目でした。**

実施できなかった理由（一部実施を含む）

- ① 状況変化：8項目
- ② 財政上の理由：17項目
- ③ 事業の効率化：4項目
- ④ 努力不足：6項目

【総合評価】

前回計画における施策プログラムの実施状況は、全体を通して達成できた項目が半分以下と少ない状況でした。これは、計画の内容が多岐に亘り、総花的であったためでした。実施できなかった理由をみると、財政上の理由が最も多く、17項目ありました。次いで、状況変化から実施が困難であったものが8項目、担当課の努力不足であったものが6項目、事業の効率化に伴い実施できなかったものが4項目でした。

今回の計画の改定にあたっては、これらの施策プログラムの内容の一つひとつを精査するとともに、実現性の高い計画の策定を目指して、計画期間内に確実に実施すべき内容を抽出して取りまとめます。

③ 5つの取組みの実施状況及び評価の詳細

i 緑をまもる計画（緑に親しみ守る計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況（理由）※1			
<p>I. 緑をまもる計画（緑に親しみ守る計画） 本市に現存する貴重な緑を永続的に保全し、活用していくため、緑の骨格を構成する樹林地、農地、ため池、社寺林、大木、名木等の保全、活用を図る。</p>	<p>1. 樹林・樹木等良質な緑の保全と活用（自然や社寺等の緑に親しみ守る計画） 生態系保全や、都市景観等の機能を有する樹林・樹木について、風致地区や保護樹木・樹林の指定等により保全する。</p>	<p>①樹林地等の保全 市内に残存する樹林地のうち、大部分は特に保全措置が講じられていない。このため、今後は保全制度の強化を図りながら、地域ぐるみでの保全及び維持管理が必要である。特に生態系保全の上から野生生物の種の多様性を保つには、10ha以上の緑が必要と言われ、明石市でこれを満たす緑は、大久保北部の丘陵の緑、金ヶ崎地区の丘陵の緑、明石公園及びため池群を包括した農地等がある。これらの緑は環境保全のみならず景観構成上も重要な効果・効用を持っているため、保全緑地の指定を図る。</p>	<p>ア. 風致地区の指定 都市の自然風致を維持するため重要な樹林地やため池及びこれらを取り巻く自然環境を対象として、大久保北部の丘陵の樹林、金ヶ崎地区の丘陵の樹林、貴重な植物を育むため池や農村風景を形成するため池を包括する農地群、及び、緑豊かな住環境を有する地域に対し、風致地区としての指定を推進する。</p>	<p>・風致地区の指定はしていない。</p>	×	①
			<p>イ. 緑地保全地区の指定 現行の樹林地の保全施策の中で最も有効な手段である緑地保全地区を、市街化区域内のみでなく、市街化調整区域の貴重な樹林地についても再調査を行い、指定を図る必要がある。</p>	<p>・緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はしていない。</p>	×	①
			<p>ウ. 斜面緑地等の保全 崖線にある樹林地等は、面積的には小さくても、都市にあっては貴重な緑であり、緑化指導などにより保全を図る。</p>	<p>・緑化指導はしていない。</p>	×	③
		<p>②貴重な樹林・樹木の保全 まちにうるおいや市街地内の貴重な自然空間を与えてくれる大木や自然性の高い樹木・社寺林は明石市の歴史を語る上でも貴重な財産でもある。これらの樹木・樹林は現在、10ヶ所が保護樹木・保護樹林や天然記念物等に指定され、保全されているが、新たに後世に伝えるべく、樹木・樹林の追加指定と支援管理体制の充実を図る。</p>	<p>ア. 保護樹木・保護樹林 地域の緑のオアシスとなる樹林、街のシンボルとなる樹木や自然性の高い樹林等について、所有者の協力を得て、保全するとともに健全な育成を図る。</p>	<p>・前回計画策定後、新たな保護樹木・保護樹林は指定していない。</p>	×	④
			<p>イ. 史跡・名勝・天然記念物 現在、緑に関する史跡・名勝・天然記念物の指定は3件であるが天然記念物としての価値のある樹木等については指定によって保全を図る。</p>	<p>・前回計画策定後、新たに緑（樹林・樹木）に関わる文化財の指定はしていない。</p>	×	①
		<p>2. 水と土の保全と活用（海や河川、農地、ため池に親しみ守る計画） 明石市を特徴づける海岸やため池、農地、河川等を、市民に身近な水と土として、その特性に応じ、(仮)ため池保全地区等として保全を行う。</p>	<p>①ため池の保全 市内に多く点在するため池は、115ヶ所・227haが残存し、明石市の風土、景観を語る上で欠かせない存在であるとともに、日本有数のオアシス多産地であること等、都市の自然空間としての貴重な動植物を育む場となっている。そのため、ため池の本市における自然特性、景観特性や総合的機能に着目し、計画的な位置づけを行い、緑のネットワークの中に有機的に取り込む。</p>	<p>ア. ため池の保全と活用 貴重な動植物の生育するため池や野鳥観察スポットとなっているため池等の環境機能の高いため池、市街地内又は市街地に隣接し周辺の宅地や道路から池面が見渡せる3ha以上のため池、ため池群について(仮)ため池保全地区に指定し、保全する。 また、ため池の自然性、オープンスペース機能を活かした憩いの場として、公園や緑道等と連携しつつ、ため池の状況に応じた活用・整備に努める。</p>	<p>・前回計画策定時、115箇所(227ha)であったため池は、現在、107箇所(211.9ha)（それぞれ、神戸市域の2箇所含む）に減少した。 ・市内12地区で「ため池協議会」が設立。 ・「ため池クリーンキャンペーン」や「明石ため池清掃志隊」等の活動を実施中。 ・周辺地域とともに「いなみ野ため池ミュージアム」を設立。 ・中尾親水公園や島池公園において、ため池を活用した公園整備を行った。</p>	○
			<p>イ. 農業用排水路の保全と活用 農業用排水路をため池のネットワークの一部として、生態系や景観に配慮しつつ保全と活用を図る。</p>	<p>・農業用排水路の保全・活用に係る取組みは行っていない。</p>	×	④
		<p>②農地の保全 農地は、都市における貴重なオープンスペースとして、自然環境の保全や防災という立場からの役割が再認識されている。そのため、農地と調和した形で良好な生活環境の確保を図る。</p>	<p>ア. 農業振興地域・農用地区域 本市では、現在、約205haが指定されているが、基本的には現状を維持し今後もその適正な運用を図る。</p>	<p>・農用地区域は、平成21年現在、200.0haであり、前回計画策定時から5haの減少に留まった。</p>	△	①
			<p>イ. 生産緑地地区の指定 本市では、現在のところ市街化区域内農地の宅地並課税の対象ではないが、今後、対象地域となった場合には、都市緑地としての農地の計画的保全を推進するために積極的な指定を図る。</p>	<p>・生産緑地地区の指定はしていない。</p>	×	④
		<p>③海岸線・河川の保全 東西軸としての海岸線、南北軸としての河川は緑のネットワークを形成する上で重要な要素であり、海岸線・河川の保全を行う。</p>	<p>ア. 海岸線の保全 明石市南部に長く続く海岸線を活用して緑化し、東西方向のグリーンベルトを形づくる。また、自然の海岸地形を残し、明石象化石の発掘地を含む屏風ヶ浦海岸や海岸線の砂浜などをウォーターフロント整備構想にあわせて保全を図る。</p>	<p>・「あかし大蔵海岸CCZ整備事業」の実施（平成10年3月供用開始）。平成14年以降は民間レクリエーション施設を誘致。 ・松江海岸、八木海岸、江井島海岸、魚住海岸、二見海岸等において、ウォーターフロント整備構想に基づき、海岸整備を順次実施した。</p>	○	
			<p>イ. 河川の保全 本市における唯一の自然的な南北軸として河川の保全、活用を図る。</p>	<p>・明石川の左岸及び右岸において遊歩道の整備を行った。 ・定期的な管理を実施した。</p>	○	

※1：「達成状況(理由)」の下段()内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。

ii 緑をつくる計画（公園緑地の整備計画）

		施策プログラム（前回計画）	実施状況	達成状況（理由）※1	
<p>II. 緑をつくる計画（公園緑地の整備計画）</p> <p>都市の基幹的施設であり様々な緑の機能・効用を發揮する公園やその他の緑地を、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観機能を考慮しつつ、新規整備・再整備を行い、市域における緑の拠点とする。</p>	<p>1. 公園等の整備（公園の緑により都市環境基盤を形成し、増やす計画）</p> <p>都市の基幹的施設であり防災機能等様々な機能を有する公園緑地を、自然環境や歴史的資源といった地域の特徴を活かして、また、防災機能を考慮して新たに公園整備を行い、既設の公園を軸に不足している緑の量を確保するとともに、防災空間や日常的なレクリエーションの場を創造する。</p> <p>また、視覚障害者等が花の香りを楽しんだり、車椅子の人が自由に動き回れるなど、ハンディキャップを持った人でも楽しめる、福祉に配慮した公園、人にやさしい公園、また、住民の意見を取り入れ住民と共につくる公園等、誰もが楽しめる身近な公園づくりに配慮する。</p>	<p>①住区基幹公園</p> <p>住区基幹公園の整備にあたっては、日常生活圏における利用を対象に、整備の遅れている近隣公園、地区公園の整備の充実、基本的には各コミュニティ地区に地区公園又は近隣公園を複数、人口を考慮しつつ整備する。既成市街地でこれらの確保が困難な地区においては利便性を考慮しながら、分散配置を行う。また、街区公園については、250m圏内に1ヶ所、整備する。</p>	<p>ア. 街区公園の整備</p> <p>可能な限り1ヶ所0.25ha以上とし、1㎡/人以上の整備を行う。</p>	<p>・現在、全309箇所のうち、0.25ha以上の街区公園は35箇所（0.25ha未満は274箇所）。</p> <p>・前回計画策定時、0.86㎡/人（230箇所、計25.23ha）であったが、1.06㎡/人（309箇所、計31.04ha）に増加。</p>	<p>△</p> <p>(2)</p>
		<p>イ. 近隣公園の整備</p> <p>1㎡/人以上の整備を行うとともに、将来的には2㎡/人以上を目標とする。</p>	<p>・前回計画策定時、0.87㎡/人（13箇所、計25.60ha）であったが、0.91㎡/人（15箇所、計26.79ha）に増増。</p>	<p>×</p> <p>(2)</p>	
		<p>ウ. 地区公園の整備</p> <p>1㎡/人以上の整備を行う。</p>	<p>・前回計画策定時、0.14㎡/人（2箇所、計4.10ha）であったが、0.85㎡/人（3箇所、計25.01ha）に増加。</p>	<p>×</p> <p>(2)</p>	
		<p>ア. 総合公園の整備</p> <p>現況の公園の機能充実を図る。</p>	<p>・石ヶ谷公園においては遊具の更新を、明石海浜公園においては再整備基本構想を検討中。</p>	<p>△</p> <p>(2)</p>	
		<p>イ. 運動公園の整備</p> <p>運動公園の整備を推進する。</p>	<p>・運動公園の整備は行っていない。</p>	<p>×</p> <p>(2)</p>	
		<p>ア. 墓園の整備</p> <p>石ヶ谷墓園の管理・整備を行う。</p>	<p>・石ヶ谷墓園の管理・整備を行った。</p>	<p>○</p>	
		<p>イ. 自然ふれあい公園</p> <p>大久保北部地区に市民の余暇利用の空間として自然の生物とのふれあいや野外活動等の場としての自然ふれあい公園を設置する。また、将来的には、大久保北部東側ゾーンを公園化する事も念頭に整備計画を推進する。</p>	<p>・大久保北部地区において、平成19年5月、「明石北わんぱく広場」を供用開始。</p> <p>・大久保北部東側ゾーン一帯の公園化には至っていない。</p>	<p>△</p> <p>(2)</p>	
		<p>ア. 明石公園</p> <p>ヘリポートの整備等、防災公園としても位置づける。</p>	<p>・明石公園を緑のネットワークの中心の一つとして位置づけた。</p>	<p>○</p>	
		<p>⑤区画整理等に伴う公園整備</p> <p>上地区画整理事業により設置される公園については、施行者等の協力を得て、助成制度を設けて基準面積以上の公園用地の確保に努めているが、同様に、開発公園の拡充制度の導入を進める。</p>	<p>・基準面積以上の公園用地の確保に努めてきたが、開発公園の拡充制度の導入については、行っていない。</p>	<p>△</p> <p>(2)</p>	
		<p>⑥防災機能の整備</p> <p>県下における広域防災公園として明石海浜公園を位置づけ、また各コミュニティ地区に備蓄倉庫、耐震性貯水槽や防火水槽を備えた地域防災公園を、また、小学校区単位では、耐震性防火水槽を備えた地区防災公園を設置する。</p>	<p>・地域防災計画に基づき、整備を実施した。</p>	<p>○</p>	
		<p>2. 公園機能の活性化（ニーズの変化にあわせた公園のリフレッシュ）</p> <p>施設の老朽化に加え、社会情勢、地域住民の年齢構成や周辺の土地利用、防災機能の重要性等の社会ニーズや利用形態に合わせ、住民と共に公園機能のリフレッシュを行う。</p>	<p>①公園リフレッシュ事業</p> <p>施設の老朽化に加え、社会情勢、地域住民の年齢構成や周辺の土地利用、防災機能の重要性、福祉に配慮した公園など、公園を取り巻く諸条件の変化によって利用者のニーズに沿ったリフレッシュを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園リフレッシュ計画の策定 ・リフレッシュ・モデル公園の整備 <p>②市民の森整備</p> <p>景観上あるいは立地上重要な公園緑地の中に市民の参加による、市、地区の名所となる特色ある樹林地の整備を行う。</p> <p>③接道部の再整備</p> <p>接道部の充実や、街路と一体的な整備を図ることにより、緑の拠点にふさわしい緑環境を有する公園として再整備を進める。</p>	<p>・都市公園施設長寿命化計画に基づき、平成21～25年度にかけて遊具の更新（160公園）及びトイレの更新（9公園10施設）を実施中。</p> <p>・朝霧公園、松が丘公園において、リニューアル工事を実施予定。</p>	<p>○</p>
		<p>3. 海峡の見える公園づくり（明石らしさを公園の緑により形成するふれあい公園づくり）</p> <p>明石海峡大橋を活かした「海峡の見える公園」、子午線のまちを題材とした「時のふるさと公園」等の特色ある公園づくりを行う。</p>	<p>①明石海峡・明石海峡大橋の見える公園</p> <p>明石市の特色である明石海峡大橋・明石海峡を活かし、自然や水辺、都市の特徴を感じられるように、また、レクリエーションや憩いの場となるよう、特色ある緑化に努める。</p> <p>②時のふるさと公園</p> <p>子午線のまち明石にちなんで、市内135ヶ所の公園等に様々な日時計モニュメントを設置し、四季を感じられるうおいのある緑化を行う。</p> <p>③みんなのアイデア公園づくり</p> <p>街区公園レベルの公園に地域住民のアイデアを積極的に取り入れることにより、固有の魅力を持った公園を創る。また、自然や水辺を活かし、レクリエーションや憩いの場となるよう、テーマやシンボルとなる花や木を定め、特色ある緑化に努め、人々とのふれあいの場としての公園整備を、新規公園の整備や公園リフレッシュにあわせ行う。</p>	<p>・大蔵海岸公園の整備（白砂青松）を行った。</p>	<p>○</p>
		<p>・日時計の設置は、積極的に行っていない。</p>	<p>△</p> <p>(3)</p>		
		<p>・八木住吉公園、松が丘公園、明石北わんぱく広場、石ヶ谷公園等において、ワークショップ形式による公園整備、ルールづくりを行った。</p>	<p>○</p>		

※1：「達成状況(理由)」の下段()内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。

iii 緑をつなぐ計画（緑と市民を結びつける計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況 (理由) ^{※1}	
<p>Ⅲ. 緑をつなぐ計画 (緑と市民を結びつける計画) 自然や海と市民を結びつける道筋、自然の息吹をまち中に導く線として、緑と緑、緑と水を相互に結びつけ、緑のネットワークを形成する。</p>	<p>1. 緑の回廊の整備 (ふるさとの森と時の道をつなぐ緑の主軸化計画) 市街地と樹林・海岸を緑で結び、明石市の個性を活かした緑の中心軸として、自然や歴史文化の息吹を緑の軸を通して導く緑の回廊を整備する。</p>	<p>①市街地とふるさとの森を結ぶ緑の回廊の整備 西明石駅から野々池、大久保北部のため池群、石ヶ谷墓園、石ヶ谷公園、大久保北部住宅地、金ヶ崎公園、魚住駅を緑道で結び、点在する緑をふるさとの森などと連携させることにより、緑の主軸を構築する。</p> <p>②時の道・都心回遊路の整備 明石公園から人丸山公園、大蔵海岸、中崎遊園地、明石港を巡り、点在する文化史跡や公共施設、明石海峡の眺望など明石市の個性を活かし、うるおいとやすらぎのある中心市街地の文化的な散策路を緑で結ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 西明石駅から野々池に至る西明石緑道は整備済み。 大久保北部のため池群、石ヶ谷墓園、石ヶ谷公園、大久保北部住宅地、金ヶ崎公園、魚住駅における緑道の整備は行っていない。 	<p>× (2)</p>
	<p>2. 緑の都市軸の緑化 (緑道や道路、河川、海岸等による緑のネットワーク化計画) 緑道や道路、河川、海岸等の緑化により緑のネットワークを形成し、まちにうるおいを与え、ビオトープネットワーク、災害時の避難路等として整備する。</p>	<p>①緑地・緑道 広場、公園、ポケットパークなどの整備を図るとともに、緑道により有機的な連結軸を形成し、緑のネットワーク化を図る。特に、山陽電鉄の各駅から海岸へ向かう海辺への道やまちの南北軸として、日常の散策や公園への導線、避難路などとして緑道を整備する。</p> <p>②道路緑化 うるおいのある美しい都市景観をつくるために、緑の都市軸の中心となる街路樹により、緑のネットワークを拡大させるとともに、生活道路等でのうるおい形成のために街路樹延長を増やします。</p> <p>③河川緑化 河川沿いの水辺は、都市の景観を形成し、防災上も大きな役割を果たすだけでなく、うるおいある憩いの場として、地域の人々の暮らしや文化に深い関わりを持っている。親しみのある水辺空間を形成するために、傾斜型堤防や環境護岸、テラス等の設置により、親水空間の回復に努めるとともに、水量の確保と水質の改善により、水辺における生態系の回復を図るものとする。</p> <p>④海岸緑地 「海峡公園都市」明石のシンボリック空間として良好な親水空間を作り出すとともに、遊歩道や公園緑地との有機的な連結を図ることにより水際の緑地軸を形成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前回計画策定後の緑道の整備状況としては、「明石川左岸遊歩道」を平成13年に、「明石川右岸遊歩道」を平成16年に整備した。 山陽電鉄各駅から海岸へ向かう道における緑道整備は行っていない。 	<p>△ (2)</p>
		<p>ア. 道路緑化基準 幅員が3.5m以上の歩道、及び、幅員が1.5m以上の中央帯については植栽帯を設置し、幅2.5m以上3.5m未満の歩道については、街路樹を8mから12m間隔で植栽する。また、法面については、樹木又は芝などを植栽する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の延長距離について、前回計画策定時は36.7km(市道)であったが、48.16km(市道)に延長した。 	<p>○</p>
		<p>ア. 市街地の河川 市街地における河川環境整備は断続的であり、森の緑地拠点と水際の拠点を結ぶ緑の都市軸として今後も積極的に整備を進める。</p> <p>イ. 地区の河川 地区の環境改善に寄与し、高水敷やデッキを設け、親水性を高めるとともに、コンクリート護岸等も緑化スペースと捉え、護岸の緑化やネットフェンス緑化及びデザインに配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連続性を持った河川環境整備は、実施できていない。 	<p>× (2)</p>
		<p>ア. 大蔵海岸整備 明石海峡大橋と淡路島を一望できる優れた立地条件を活かし、白砂青松の復活と海浜レクリエーションの拠点として整備する。</p> <p>イ. 明石港再整備 港湾・漁港機能の向上を図るとともに、明石海峡大橋観光ルートの拠点となる海上ターミナル機能など、多くの人々の交流の場として整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大蔵海岸の整備を実施した。 	<p>○</p>
		<p>ウ. 西部海岸（ウォーターフロント整備構想） 海水浴場、海浜公園、散策路、海釣り施設、マリナー、展望休憩所などを配置し、人々が四季を通じて海に親しめる海浜レクリエーションゾーンの形成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明石港の再整備は行っていない。 	<p>× (1)</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 松江海岸、八木海岸、江井島海岸、魚住海岸、二見海岸等において、ウォーターフロント整備構想に基づき、海岸整備を順次実施した。 	<p>○</p>

※1：「達成状況(理由)」の下段()内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。



iv 緑化を進める計画（緑化を推進する計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況 (理由) ^{※1}		
<p>IV. 緑化を進める計画（緑化を推進する計画） 日常生活空間におけるうるおいとなる緑を、公共施設やまち角の緑で彩り、季節感やうるおい豊かな空間をつくる。</p>	<p>1. 公共施設緑化（公共施設の緑を増やす計画） 学校や地域の中心的な公共施設緑化は、人々に親しまれるよう、そして、緑化のモデルとして人々に取り組みを先導するよう、積極的に緑化を進める。</p>	<p>①学校園（教育・文化施設） コミュニティの中心的な位置にある学校園は、市民との関わりが深く、特に小中学校は各住区ごとに配置される施設で人々に親しまれ、子供達の健全な心身を育む場の緑として緑化を進め、地域のオープンスペースとしてグラウンドの開放を引き続き実施するとともに、今後、民有地での緑化を推進する上でのモデルとして、積極的な緑化を行う。新設校にあっては校舎敷地面積の20%以上を確保する。また、学校緑化としては、敷地規模を活かした緑量の増加と、環境教育の一環としての多様な緑の配置や生態系を織り込んだビオトープの創造を図る。さらに、公園や文化・厚生施設、河川等との一体整備により、緑のボリュームアップと防災機能などの向上を図る。</p>	<p>ア. 緑量の確保 接道部の緑化、シンボルとなる植栽等により、敷地内の緑量の増加を図る。校舎敷地については、新設の場合にあっては校舎敷地の20%以上、既設の場合にあっては校舎敷地の15%以上、運動場については、運動場敷地の5%以上を基準とする。</p> <p>イ. 環境教育としての緑化 校庭内に多様な緑を配置することにより、児童・生徒が自然とふれあえる場を創造し、環境教育の場とする。</p> <p>ウ. 周辺との一体緑化 学校周辺の道路の緑化、公園や文化・厚生施設、河川等を一体的に整備し、緑量の確保や生態系保全の場の確保、防災機能の充実等を図る。</p>	<p>・平成16年以降、学校園庭における芝生化を実施した（平成21年度時点で計19,052.11㎡実施）。</p> <p>・校舎敷地の15%以上（新設20%以上）の緑化を行っている。</p> <p>・校園庭の芝生化を順次実施している。</p> <p>・新規整備の際には周辺との一体的な緑化を実施したが、既存施設の改修等の際には、学校周辺施設と一体的な緑化の推進は行っていない。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>△ (2)</p>
		<p>②庁舎等 各地域の緑の拠点として、それにふさわしい風格やシンボル性を有し、地域・地区の特徴を演出し、市民に親しまれる緑化を図って行く。庁舎等の緑化は、市民から見た緑のボリュームアップを重点として、空き地を有効に活用し、道路との一体感が得られる入り口や道路境界付近、広場、駐車場等を中心に、空地面積の50%以上（概ね敷地面積の20%以上）を目標として緑化に努める。また、樹種等の選定においても、明石らしさや他施設との協調感を持たせる。</p>	<p>ア. 接道部や駐車場等の緑化 接道部のフェンス化、生垣化や駐車場の緑化等により、緑量の増加を図る。</p> <p>イ. シンボルトリー 玄関横や接道部に、特徴ある樹木を植栽し、シンボルトリーとする。</p> <p>ウ. 緑化基準 庁舎、病院、公営住宅、社会教育施設については、基本的に新設の場合には空地面積の50%以上、既設の場合は、空地面積の40%以上とする。社会福祉施設は、学校に係る基準とする。</p>	<p>・庁舎におけるグリーンカーテンの実施。</p> <p>・庁舎等においてシンボルトリー（アコウ）の植栽を行った。</p> <p>・緑化基準に則り実施している。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
		<p>①ポケットパーク、眺望点などの整備 都市公園の基準にあてはまらない小空間などで、市民の情報交換の場やコミュニティの場、周辺の景観の向上を図る施設としてのポケットパークや、明石市のシンボルとなる明石海峡を望む眺望点に休憩場などの整備を図る。</p>	<p>ア. ポケットパークの整備 道路と道路が交差する箇所や自然と居住地の接点、河川、社寺、集会所などの周辺に接し、概ね100㎡以上で周辺地域住民からの要望や協力が得られる小空間地について、花木を主体とした植栽や休養施設、照明施設などの整備を行う。</p> <p>イ. スポットガーデンの整備 ポケットパークより狭小な土地であるが、公共小空間地の利用や史跡などを生かした空間として整備し、アメニティを高める。</p> <p>ウ. 眺望点の整備 明石海峡のランドマークとなる明石海峡大橋の建設は、市内各所からの眺望対象として、今後明石の大きな特性になるものと思われ、眺望点を整備する。</p>	<p>・東朝霧丘ポケットパークや、道路整備に伴う小空間地において、ポケットパーク整備を市内2箇所程度で行ったが、これら以外に積極的な整備は行っていない。</p> <p>・スポットガーデンの整備は行っていない。</p> <p>・明石海峡大橋の眺望点として、21公園を候補地として抽出した。</p>	<p>△ (2)</p> <p>×</p> <p>(2)</p> <p>△ (2)</p>
		<p>②街路・まち角の演出 主要なまち角や時の道等に、シンボルトリーの植栽や水景施設によりまち角の演出をはかる。</p>	<p>ア. 歴史と文化の散歩道 ふるさとの道や時の道、公園、名所、旧跡を緑でつなげ、自然、歴史、文化に親しみながら散策のできる歴史と文化の散歩道を整備する。</p> <p>イ. こども広場の整備 継続性のあるこども広場の整備を行う。</p> <p>ウ. まち角の整備 a. 緑のシンボルロード 植栽配置の見直し、既存街路樹の量的・質的向上を図り、シンボリックな道路ゾーン構成を行う。 b. フラワーロード 季節感を演出し、彩りを添える魅力ある道づくりを行う。 c. 緑のシティゲート 市外縁部においてシティゲートの配置・演出を行う。 d. ポケット・ガーデン 人々の行き交う一角や、史跡・まちなかのシンボリックな小空間等、小さな空き地等に、市民が主体となった緑化を進め、明石のシンボル空間として魅力とゆとりの向上に努める。</p>	<p>・新たな散策歩道の整備は行っていない。</p> <p>・こども広場の整備は行っていない。</p> <p>・駅前広場や銀座通り、県道明石高砂線（本町1丁目付近）において、市民との協働による花壇の整備を行った。</p>	<p>×</p> <p>(4)</p> <p>×</p> <p>(4)</p> <p>○</p>

※1：「達成状況(理由)」の下段()内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。

v 緑を普及する計画（みんなで緑を育み拡げる計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況 (理由) ^{※1}			
<p>V. 緑を普及する計画（みんなで緑を育み拡げる計画） 広く市民に緑の重要性とそれを大切に、育む心を育てることを目的として普及啓発に努める。</p>	<p>1. 緑化の普及（みんなで緑を育み愛する計画） 身近な緑に関心や愛着を持ち、緑の育成に参加する取り組みを進めるため、公園愛護会・街路樹愛護会・緑化推進委員の育成等や緑のリサイクル事業、グリーンモニター制度や緑化フェア等のイベント、小中学生等への緑化環境教育を行う。</p>	<p>①公園愛護会・街路樹愛護会・緑化推進委員等の育成・助成・活用 地域住民が樹木への水やり・除草清掃活動などを行い、地域の緑の健全な育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会と連携した活動を実施した。 平成23年3月末現在、254公園で公園愛護会が活動している（計画期間内に61公園での活動が増加した）。 	○		
		<p>②グリーンモニター制度の設置 身近な自然への関心を高めることを目的としてグリーンモニター制度を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> グリーンモニター制度は設置していない。 	×	(3)	
		<p>③緑のイベントの活用 緑化意識の高揚を図るため、緑化に関するイベントを積極的に開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 花と緑の学習園（上ヶ池公園内）における園芸講習会・展示会等の実施、菊花展の開催、花壇コンクールの実施、記念植樹祭の開催などを行った。 	○		
		<p>④緑のリサイクル事業の展開 民有地でやむを得ず除去される樹木の無償提供を受け、公共施設・公園の緑化に再活用する。また、樹木の剪定等により発生する廃枝葉をコンポスト化・チップ化等により、肥料・土壌改良材としての再利用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 樹木のリサイクル制度を継続的に実施した（計画期間内の実績値は、年平均186.5本、計1,865本）。 剪定枝等のコンポスト化・チップ化は実施できていない。 	△	(4)	
		<p>⑤環境教育 「トライやる・ウィーク」を活用するなど次世代を担う小中学生に緑化推進活動を体験する機会を設ける事や、自然観察会の開催やインタープリテーションの導入などの緑化環境教育を推進する。実施にあたっては、自然保護団体等との連携も考慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> エコウイングあかし等の自然環境団体と連携し、トライやる・ウィーク等で緑化推進に関する体験活動を実施した。 	○		
		<p>2. 緑のまちづくり（みんなが協働して緑を育む計画） うるおいのある緑、災害に強いまちなみが広がっていくように、市民・事業者・行政の協働の取り組みにより、住宅地や事業所、沿道の緑化を促進する。</p>	<p>①緑地協定 住宅地として良好な環境を維持することを目的として市民と市が協定であり、協定締結の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前回計画策定後、新たに1箇所(9860.80㎡)緑地協定の締結を行った。 	○	
			<p>②生垣助成制度 生垣は、ブロック塀などと異なり地震で倒れることもなく、火災の延焼を防ぐ効果もあり、また、まち並みに緑のうるおいを与える。そのため、塀やフェンスの生垣化や新築や増改築に伴う生垣の設置に対する助成等の制度化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民まちなみ緑化事業として兵庫県が実施。 	—	
			<p>③地区計画、建築協定等の活用 既成市街地あるいは今後市街地の形成が見込まれる市街地区域内等において地区計画、建築協定の積極的な活用を図り、良好な環境の創出に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内18地区（計130.3ha）において地区計画を策定した。 新たな建築協定の締結は行っていない。 	△	(1)
			<p>④総合設計制度 商業地などで緑化スペースを確保するのに有効な制度であり、緑豊かな公開空地の確保を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合設計制度の活用は行っていない。 	×	(1)
			<p>⑤事業所等の緑地確保 一定規模以上の建築物について、工場立地法、環境の保全と創造に関する条例、開発指導要綱等に基づき緑地の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、実施している。 	○	
<p>3. 緑化推進のための組織づくり（緑化公園協会等の活用と市民団体等との連携） 緑の取り組みを実現していくため、行政組織内のすべての人が緑の大切さを認識することから始め、緑化の具体化ができるような組織を作ると共に、諸制度や条例づくりなどを推進する。 また、市民や事業者の参加・協力を得ながら様々な緑の取り組みを機動的、かつ柔軟に行っていくため、緑化公園協会等の活用や、市民団体を含めた組織づくりを推進する。</p>	<p>①緑化公園協会 市と市民とが協働して緑化を進めるための推進体制の中心として明石市緑化公園協会を活用し、市民、事業者、行政との協力体制や緑の指導員等による緑化相談体制の活用、市民団体やボランティアとの連携や組織作りの核とする。また、市の関わる事業の各段階での緑への配慮が実施できるような、組織作りとともに、組織が有効活用されるような諸制度や条例づくりなどを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明石市緑化公園協会は平成18年3月31日をもって解散。 	×	(3)		
	<p>②緑化基金の活用 民有地の緑化を積極的に推進するため、広く民間から協力を得て基金の設立を図り、緑化事業を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑化基金は創設していない。 	×	(1)		
	<p>③市民団体等との連携 公園愛護会や自然観察等の市民団体・組織等と有機的に連携し、緑のまちづくりを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体との連携により、駅前広場花壇の植栽、金ヶ崎公園の里山整備、土西二見オープンガーデン等を実施した。 	○			
	<p>4. 緑の啓蒙活動（みんなが緑に親しみ活用する計画） 公園や自然拠点、生垣づくり等を紹介するガイドや明石市の公園や自然拠点、生垣づくりや庭づくり、生垣や庭木、花壇に適する木や草花の紹介、家庭の庭やプランターを彩る花ごよみ（花だより）等のパンフレットや図書などの発行・配布・販売等や、園芸教室や花壇コンクール等の開催により、市民がより緑に親しみ活用するきっかけを提供する。</p>	<p>①緑化啓蒙資料の活用 緑化意識や自然愛護意識の高揚をめざして、明石市内に生育・生息する動植物を紹介するガイドや明石市の公園や自然拠点、生垣づくりや庭づくり、生垣や庭木、花壇に適する木や草花の紹介、家庭の庭やプランターを彩る花ごよみ（花だより）等のパンフレットや図書などの発行・配布・販売等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑化公園課として、「こうえんファイル」や菊花展のパンフの作成、市政だよりにおいて、月1程度で花と緑の学習園の「園芸一ロメモ」を掲載した。 市教育委員会や文化博物館を中心に、「明石のため池」、「明石の野鳥」、「明石の昆虫」等を発行。 	○		
<p>②花のあるまちづくり 移動園芸教室や花壇コンクール等の充実により、公園や個人の庭、接道部のプランターや、ハンギングバスケット等の緑化に対し支援する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 昭和46(1971)年より、花壇コンクールを継続的に実施している。 	○			
<p>③植物の名札設置 緑の啓蒙活動の一環として、木や草花に親しみを持ってもらうため公園愛護会等の協力のもと、木や草花の名札を設置する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 樹名板の設置については、住民からの要望があれば行っている。 	△	(2)		

※1：「達成状況(理由)」の下段()内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。